

○自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令案新旧対照条文
 ○自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
（技能検定の試験及び試験の一部免除） 第六条 1～5 （略） 6 次の表の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。			
試験を免除される者 一 第六条の十八に規定する一種養成施設の所定の課程を修了して、その修了の日から技能検定の申請の日までに二年を経過しない者で一級、二級若しくは三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士若しくは自動車車体整備士（以下「自動車タイヤ整備士等」という。）の技能検定を受けるもの	免除される試験 当該課程において養成する種類の自動車整備士の技能検定についての実技試験	試験を免除される者 一 次条に規定する一種養成施設の所定の課程を修了して、その修了の日から技能検定の申請の日までに二年を経過しない者で一級、二級若しくは三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士若しくは自動車車体整備士（以下「自動車タイヤ整備士等」という。）の技能検定を受けるもの	免除される試験 当該課程において養成する種類の自動車整備士の技能検定についての実技試験
一の二 第六条の十八に規定する一種養成施設の二級ガソリン自動車整備士を養成する課程及び二級ジーゼル自動車整備士を養成する課程を修了して、それぞれの修了の日のうちいずれか早	実技試験	一の二 次条に規定する一種養成施設の二級ガソリン自動車整備士を養成する課程及び二級ジーゼル自動車整備士を養成する課程を修了して、それぞれの修了の日のうちいずれか早い日から	実技試験

<p>い日から技能検定の申請の日までに二年を経過しない者で二級自動車シャシ整備士の技能検定を受けるもの</p>	<p>二 第六条の十八に規定する二種養成施設の所定の課程を修了して、その修了の日から技能検定の申請の日までに二年を経過しない者で一級、二級若しくは三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士等の技能検定を受けるもの</p>	<p>二の二 第六条の十八に規定する二種養成施設の二級ガソリン自動車整備士を養成する課程及び二級ジーゼル自動車整備士を養成する課程を修了して、それぞれの修了の日のうちいずれか早い日から技能検定の申請の日までに二年を経過しない者で二級自動車シャシ整備士の技能検定を受けるもの</p>	<p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p>
	<p>当該課程において養成する種類の自動車整備士の技能検定についての実技試験</p>	<p>実技試験</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>

<p>技能検定の申請の日までに二年を経過しない者で二級自動車シャシ整備士の技能検定を受けるもの</p>	<p>二 次条に規定する二種養成施設の所定の課程を修了して、その修了の日から技能検定の申請の日までに二年を経過しない者で一級、二級若しくは三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士等の技能検定を受けるもの</p>	<p>二の二 次条に規定する二種養成施設の二級ガソリン自動車整備士を養成する課程及び二級ジーゼル自動車整備士を養成する課程を修了して、それぞれの修了の日のうちいずれか早い日から技能検定の申請の日までに二年を経過しない者で二級自動車シャシ整備士の技能検定を受けるもの</p>	<p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p>
	<p>当該課程において養成する種類の自動車整備士の技能検定についての実技試験</p>	<p>実技試験</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>

別表（第六条の二、第六条の三関係）

一〇七十五（略）

七十六 オパシメータ

別表（第六条の二、第六条の三関係）

一〇七十五（略）